第二十二条の十三の見出しを「（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）」に改め、同条第一項中「（令和二年経済産業省令第三十六号）」を削り、同条第三項中「株式」の下に「（次に掲げる株式のいずれかに該当するものを除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有している法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合における当該取得をする株式

二　当該特別新事業開拓事業者の株式につき法第六十六条の十三第一項の特別勘定を設けている又は設けていた法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合（当該取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる場合を除く。）における当該取得をする株式

三　当該特別新事業開拓事業者の法第六十六条の十三第一項第一号に規定する増資特定株式でその取得の日（当該増資特定株式が同条第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額に係るものである場合にあつては、当該増資特定株式につき同条第一項の規定の適用を受けた法人における当該増資特定株式の取得の日）が令和五年四月一日以後であるものにつき同項の特別勘定を設けている又は設けていた法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得（購入による取得に限る。）をする場合における当該取得をする株式

第二十二条の十三第十項中「第六十六条の十三第十七項」を「第六十六条の十三第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三十九条の二十四の二第十一項」を「第三十九条の二十四の二第十二項」に、「特定株式」を「増資特定株式」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　施行令第三十九条の二十四の二第十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書に同項に規定する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として記載されたものとする。

第二十二条の十三第八項中「第三十九条の二十四の二第九項第二号」を「第三十九条の二十四の二第十項第二号」に、「第六十六条の十三第十一項第五号」を「第六十六条の十三第十一項第五号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三十九条の二十四の二第八項第二号」を「第三十九条の二十四の二第九項第二号」に、「次項及び第九項」を「以下この条」に、「第六十六条の十三第十項第一号」を「第六十六条の十三第十一項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第六十六条の十三第十項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する末日を含む同項に規定する設定法人の事業年度以前の各事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第三項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

第二十二条の二十中「第三十九条の三十四の三第一項第一号」を「第三十九条の三十四の四第一項第一号」に、「第三十九条の三十四の三第二項第一号」を「第三十九条の三十四の四第二項第一号」に、「第三十九条の三十四の三第四項第一号」を「第三十九条の三十四の四第四項第一号」に改める。

第二十三条の五の三第二項第四号中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び文部科学大臣」に改め、同条第七項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第八項中「第二十三項第一号イ」を「第二十五項第一号イ」に、「教育資金管理契約（同条第二項第一号」を「教育資金管理契約（同条第二項第二号」に、「第七十条の二の二第十四項第一号」を「第七十条の二の二第十六項第一号」に改め、同条第二十八項を同条第三十項とし、同条第二十四項から第二十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十三項中「第七十条の二の二第二十八項に」を「第七十条の二の二第二十項に」に改め、同項第一号中「第七十条の二の二第二十項第一号」を「第七十条の二の二第二十二項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の二の二第二十八項第三号」を「第七十条の二の二第二十項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　税務署長が法第七十条の二の二第二十項第四号に掲げる事実を知つた場合　次に掲げる事項

イ　受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えた旨又は五億円以下となつた旨

ロ　イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ　当該事実に係る贈与者の氏名及び当該贈与者が死亡した年月日

ニ　その他参考となるべき事項

第二十三条の五の三第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改め、同項第三号中「第七十条の二の二第十四項第四号」を「第七十条の二の二第十六項第四号」に改め、同項第五号中「同号に」を「同項第一号に」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第十三項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13　法第七十条の二の二第十五項第一号に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する提出期限において次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法第七十条の二の二第十五項第一号の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額（同条第十三項ただし書に規定する贈与者に係る相続税の課税価格の合計額をいう。以下この項及び第二十五項第四号イにおいて同じ。）が五億円を超える場合　その旨を記載した書類及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　受贈者が法第七十条の二の二第十五項の贈与者の死亡に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書を提出している場合　当該申告書の写し

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の計算に関する明細を記載した書類

二　前号に掲げる場合以外の場合　法第七十条の二の二第十五項第一号の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えない旨を記載した書類

14　取扱金融機関の営業所等は、受贈者から提出又は提供を受けた法第七十条の二の二第十五項第一号に規定する確認書類等を、各人別に整理し、当該受贈者に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならない。

第二十三条の六の次に次の一条を加える。

（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）

第二十三条の六の二　施行令第四十条の五の三第二項第一号イに規定する財務省令で定める期間の年数は、第一号に掲げる年数から第二号に掲げる年数を控除した年数とする。

一　次に掲げる建物の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ　施行令第四十条の五の三第二項第一号に規定する贈与（以下この項、第四項及び第五項において「贈与」という。）の日において想定使用可能期間の年数（建物の全部が事務所用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に定める耐用年数をいう。以下この号において同じ。）の全部を経過している建物　当該想定使用可能期間の年数の百分の二十に相当する年数